



夏に戯むる

旅の愁ひも忘れて

三保の松原で各國の留学生

金錢を騙る

巧みに憐を乞ふて

紫外線を浴びる

病む人の希望

學聯軍大勝

對伯人學生軍戰

不正入國者!!

帝國總領事館の告示の通り

國外追放

右期限は法律を以つてても之を再び延期する事は出来ないと言ふのでありますから再度來ない機会であります。

左の何れかに該當する方は一日も早く當事務所を御訪ね下さい。

△農業者として入國し本年十二月十九日迄に三ヶ月に満たず農業以外の職にある者

△旅券を以つて入國した者

△旅券の無い者は遞信省發信の海外渡航証、又は領事館の身元證明書(商業登記証書以外の書類の署名)

(二)商業登記証明書は納稅申領成りの使用人たる證明書(商業登記証書以外の書類の署名)

△旅券なしに入國した者

